

島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱(以下、「要綱」という。)第18条の規定による社会福祉法人・施設等の指導監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導・監査実施形態の決定基準)

第2条 要綱第7条の規定による指導・監査の実施形態の決定は、次の基準によるものとする。

1 一般監査の現地監査は、次のいずれかの条件に該当するものを対象とする。

1) 社会福祉法人(以下「法人」という。)

ア 全法人(ただし、監査の実施周期は、「社会福祉法人に対する一般監査に係る法人分類要領」に定める。)

イ アに定めるほか以下の場合も対象とする。

(ア) 法人運営及び施設経営に問題が発生した法人又は通報、現況報告書の確認の結果等で問題が発生するおそれのある法人

(イ) 一般監査又は特別監査における改善措置を求める事項の改善状況を確認する必要がある法人

2) 社会福祉施設等(以下「施設等」という。)

ア 保護施設、障害者支援施設(ただし、概ね適正な運営が確保されていると認められる施設については、監査の実施周期を3年に1回とすることができる。)

イ 児童福祉施設(ただし、一般監査の書面監査を実施する助産施設、保育所(保育所型認定こども園を含む。)及び幼保連携型認定こども園を除く。)

ウ 自立援助ホーム

エ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(ケアハウスを含む。)(ただし、概ね適正な運営が確保されていると認められる施設については、監査の実施周期を3年に1回とする。)

オ 有料老人ホーム(ただし、概ね適正な運営が確保されていると認められる施設については、監査の実施周期を5年に1回とする。)

カ 施設開設後2年以内の施設等

キ 前回の指導・監査で経営に問題を有すると認められた施設等

- ク 前年度に特別監査を実施した施設等
 - ケ 正当な理由がなく書面監査を拒否した施設等
 - コ 経営に問題が発生した施設等又は通報、現況報告書の確認の結果等で問題が発生するおそれのある施設等
 - サ 一般監査又は特別監査における是正改善項目の改善状況を確認する必要のある施設等
 - シ 指導・監査の改善指導に対して、改善措置を講じない施設等
- (2) 一般監査の書面監査は、次の条件に該当するものを対象として実施することができる。
- 1) 児童福祉施設（ただし、一般監査の実地監査を実施する助産施設、保育所（保育所型認定こども園を含む。）及び幼保連携型認定こども園を除く。）
 - 2) 災害、感染症の感染拡大抑制等、法人の責に帰すべき理由によらないで実地監査の実施が困難な場合
- 2 特別監査については、次の基準のいずれかに該当するものを対象とする。
- (1) 法人運営に重大な問題を有すると認められるとき又は施設経営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
 - (2) 重大な最低基準違反があると疑うに足りる理由があるとき
 - (3) 度重なる指導によっても改善が認められないとき
 - (4) 正当な理由がなく実地監査を拒否したとき

(提出を求める書類等)

第3条 要綱第11条第2項第5号又は第3項第2号の規定に基づき提出をを求める書類等は、要綱第10条第3項第5号の規定に基づく監査調書及び調書中添付すべきものとされた書類とし、その提出期限は監査実施日の2週間前とする。

(指導・監査の実施通知及び改善指導通知)

第4条 要綱第11条第1項及び第3項の規定に基づく指導・監査の実施通知及び第13条第3項の規定に基づく改善措置を採るべき旨の文書通知は、地域福祉課において行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人等指導監査実施要領(平成2年4月1日)は、廃止する。
- 3 市町村社会福祉協議会監査実施要領(平成13年8月29日)は、廃止す

る。

4 保育所等指導監査実施要領(平成10年4月1日)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月9日から施行し、平成20年度の指導監査から適用する。

附 則

この要領は、平成24年5月17日から施行し、平成24年度の指導監査から適用する。

附 則

この要領は、平成29年5月22日から施行し、平成29年度の指導監査から適用する。

附 則

この要領は、平成30年5月11日から施行し、平成30年度の指導監査から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月20日から施行し、令和元年度の指導・監査から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月18日から施行し、令和2年度の指導・監査から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月27日から施行し、令和3年度の指導・監査から適用する。